

月刊 労運研レポート No. 28

2016年10月10日号

- | | | |
|-------------------------|------|-----|
| ・「巻頭言」労働組合運動の本気度が試される | 伊藤彰信 | 2P |
| ・集会「働き方改革は何をもたらすか」報告 | 事務局 | 4P |
| ・9.16 辺野古違法確認訴訟判決について | 福元勇司 | 6P |
| ・私たちは「許さない」「忘れない」「諦めない」 | 三澤昌樹 | 10P |
| ・動きだした脱原発キャラバン | 松本耕三 | 12P |
| ・労組大会報告—自治労・全港湾 | | 13P |

■発行・労働運動研究討論集会実行委員会(労運研)

(東京都大田区蒲田 5-10-2 日港福会館 4F 全日本港湾労働組合中央本部気付)

■発行責任者・伊藤 彰信

■<http://rounken.org/>

■郵便振替 00130-7-360171 労働運動研究討論集会実行委員会

■電話・FAX 03-3894-6620 ■mail /roukenj2014@yahoo.co.jp

労働組合運動の本気度が試される

伊藤彰信(労運研共同代表)

私が、ある講演で「運動方針と本気度ランク」と言う話をしたら、凶らずも受けたことがあった。日本の労働組合が大会で決定する運動方針は、すべてやることが書かれているとは限らない。やらないことまでやると書いてあるのが運動方針である。私は5つのランクに分けてみた。

- A ストライキを決行してでも獲得しようとするもの。
- B ストライキをするのではないが、集会・デモなどの行動を行うもの。
- C あまりやりたくはないが、立場上、格好をつけるために行動すると言うもの
- D 執行部はやらないが、組合員の誰かが行動することを妨げないためのもの。
- E 行動をしないが、立場を表明するためのもの。

さて、皆さんの労働組合では、どのように議論して運動方針がつくられ、決定された運動方針をどのように実行するのか議論しているのだろうか。外国の大会で決められるのは、決議方式が多いので、要求と闘い方がひとつの決議文のなかに書かれている。日本の場合は決められた運動方針をどう実践するかは執行部のサジ加減になってしまう。だから人事が問題になる。

要求を獲得するために執行部はどうするのか、どのようなたたかいを組織する

のか、どのような教育宣伝をするのか、組合員はどのように活動するのかを決めていくのが執行部の役割である。実際は、決められたスケジュールを「こなす」ことに追われ、運動を「つくる」ことに議論が向かわないことが多い。そうなると、運動が義務のように思われ、自らが主体的に「つくる」ものでは無くなってしまふ。

長年、労働組合運動に携わっていると、おのずとランク付けが分かかってしまい、暗黙の納得の上に活動がすすんでいくのである。問題は、ランク付けが執行部で共有されているのか、組合員と共有できているのかである。大衆討議のなかでランクが上がっていくこともある、これ以上前進することは無理ということが分かっているのに断固たたかうと言ってしまふこともある。私は、運動方針はAランクしか書いてはいけないと言うつもりはない。私が言いたいことは、要求をまとめるのはそれなりの苦労があり大変なことであるが、それ以上重要なことは、要求を掲げたあとどのようにたたかうかということを考えて要求をつくりあげることである。

安倍政権が、「同一労働同一賃金」、「長時間労働の是正」などと「働き方改革」を言いだした。

「同一労働同一賃金」の裏を返せば「異労働異賃金」であり、職務職能給の導入によ

って、「同一労働同一賃金」はスローガン倒れになってしまった。「同一価値労働同一賃金」が叫ばれるようになったが、査定
の権限を使用者が握っているなかでは、「価値」を誰がどのように評価するのか難しい問題である。

「長時間労働をなくそう」というと反対するのは労働者である。「仕事をこなすためには長時間労働をせざるを得ない」「残業代があるからやっと生活できる」「早く帰る人間は会社から評価されない」などという。だから「残業代ゼロ法案反対」などと叫ぶことになり、長時間労働を前提とした働き方を志向してしまうのである。

安倍政権がいう「働き方改革」は、非正規労働者と正規労働者との格差をなくそうというものである。安倍は、第一次安倍内閣でホワイトカラーエグゼンプションを「残業代ゼロ法案」と批判され、葬り去られた反省の上に立って、また、橋下徹大阪府知事（のちに大阪市長）が公務員バッシングをしたのとは別の手法で、「働き方改革」を打ち出したと思われる。実際には「均等待遇」にはならず「均衡待遇」を固定化することになるのではないかという懸念がある。安倍の目的は、「働き方改革」の実現度はともかく、「働き方改革」を掲げることによって、非正規労働者や女性労働者を安倍政権支持者として固めたいのである。

攻撃されているのは非正規労働者、女

性労働者の「敵」である既存の労働組合である。労働組合に問われていることは、企業主義、正社員、男性労働者中心の意識であり、たとえ運動方針に非正規労働者の格差をなくすと書いてあっても、どこまで「同一労働同一賃金」「長時間労働の規制」を実現しようとしているのかという本気度ではないだろうか。

「最低賃金をいままぐ1000円に」という要求は、連合も、全労連も、全労協も掲げている。では、どのようにして実現していくのかよくわからない。今の審議会で実現しようとしているのか、個別の賃上げ闘争で実現しようとしているのか、最賃法を改正しようとしているのか、それぞれどのようなたたかい方をするのか、見えないのである。

安倍首相が「最低賃金を3%上げる」と言い、今までの最低賃金審議会の審議方法とは全く関係なく3%を決めてしまうやり方が、非正規労働者から支持をされることになるのだろう。労働組合は2%の賃上げ、安倍は3%の賃上げという結果である。労働組合員から非正規労働者が3%の賃上げなのに、2%に終わった今年の春闘に不満は出てこないのだろうか。それとも、労働組合はそのような不満をぶつける対象でもなくなったのだろうか。

掲げた要求を主体的にどうたたかい獲ろうとするのか、労働組合の本気度が試されている。

報告—**stop!「定額働かせ放題の労基法改悪、首切り自由化、労政審解体」** **生活時間と賃金を取り戻そう! 9・27決起集会**

9月27日、文京区民センターで、雇用共同アクション主催の決起集会が開催された。集会資料が足りなくなる220名が結集、秋の臨時国会での「働き方改革」をめぐる攻防をまえに、傘下組合の緊張した思いがひとつになった集会となった。

集会は、JAL乗員原告団飯田事務局長の司会で、MIC是村副議長の開会のあいさつで始まった。是村さんは、「働き方改革」と言えば労働者が働き方を選択できるように聞こえるが、「企業が世界でいちばん活躍できる国づくり」に向けた「働かせかた改革」が本音だと、プリントパックを例に挙げ、ブラック企業が普通になってしまう「働かされ方」はごめんだ、ストライキで反撃していこうと訴えた。

つづいて、日本労働弁護団棗幹事長が来賓あいさつ。働き方改革実現会議が動き始め、長時間労働の是正、非正規労働者の処遇改善のための同一労働同一賃金、解雇の金銭解決が言われている。今臨時国会に継続審議でかかっている労働基準法改定法案は、「時間外上限規制、勤務間インターバルの導入は困難」という結論の上で出されている。これは矛盾だ。まず、労基法改定案を撤回しなければならない。これらの矛盾を突きながら、「世界で労働者が一番働きやすい国づくりを目指して全力で闘おう」と呼びかけた。

続いて、過労死家族の会東京中原代表、民進党西村ちなみ衆議院議員、共産党高橋千鶴子参議院議員、社民党福島瑞穂参議院議員から連帯のメッセージがよせら

れ、読み上げられた。

「安部働き方改革のウソトマコト」と題して、東海林毎日新聞記者の講演が行われた。

安倍の労働政策を前期＝新自由主義・規制緩和・撤廃路線と、現状＝成長戦略としての働き方改革を打ち出し、非正規の味方としての政策展開の時期と区分し捉える。人を動かす、雇用の流動化、失業なき労働移動をテーマに労働者派遣法の改悪、限定正社員の導入、解雇の金銭解決の検討などが前期の政策だった。現状は、「働き方改革」と称し、非正規労働者の待遇改善、同一労働同一賃金の実現、最低賃金に引き上げ、女性、高齢者の就労促進、長時間労働の是正が打ち出されている。一見安倍政権の「転向」にも見えるこのフェーズの違いにだまされてはいけない。少子高齢化の進行、労働生産人口の減少に無為無策で来た政治の付けが、成長戦略を根本から揺さぶっており、それへの対応が避けられなくなった結果だ。女性、高齢者、外国人を労働市場へ「総動員＝総活躍」させなければならなかったただけだ。実態は変わらないことを事実を持って暴露していかなばならない。

同一労働同一賃金の導入は、非正規と正規の処遇格差の縮小、社員食堂利用、交通費などのガイドラインづくりに切りちじめられそうだ。しかも理由のない差別の立証責任は相変わらず労働者に求められる。

最低賃金引き上げについていえば、で

きるだけ早い時期に1000円にとする閣議決定はどこにいったのか、25円の引き上げでは、2023年までかかる。1000円では生活できない。

長時間労働の是正はどうだ。時間外労働の上限規制は基準法改定が必要だ。事務当局の中で検討されているのが、①100時間の上限規制、②79時間の上限規制、適用除外産業（自動車、運輸など）を設定、③45－60時間など厳しく設定。しかし、大量の適用除外を設定、の3案だと言われている。

これが安倍の働き方改革の実態だ。騙されてはいけない。

この安倍政権の暴走をストップさせるために、労働組合は、人らしく働きたいという願いを受け止め、組織を超えて連帯すること、労働3権を生かし、ストライキで闘うこと、闘いの中で組合の旗を最後まで立て切ることが求められている。

熱い檄が飛ばされたと感じられる講演で、参加者全体のおおきな拍手で確認した。

次に、特別報告が3組合からなされた。

建交労・京王新労働組合佐々木委員長から、バス運転者の過労死、過労事故を生み出す長時間労働、残業漬け労働の実態が報告された。評価制度を使って長時間残業が強制されている中、労働時間短縮を要求するのは組合の義務と、差別攻撃を受けながらも闘っていると報告された。

移住労働者と連帯する全国ネットワー

ク山岸事務局長から、外国人労働者の低賃金長時間労働の過酷な労働が報告され、それをさらに拡大しようと技能実習法案作られようとしており、これを阻止するための闘いが呼びかけられた。

命と健康を守る全国センター岡村事務局次長から、健康格差の実態が報告された。裁量労働化、非正規化が健康に及ぼす影響を具体的調査に基づき報告、裁量労働制の拡大の危険性が指摘された。

決意表明が、ネットワークユニオン東京の田村さん、日本医労連三浦書記長、コミュニティユニオン首都圏ネットワーク岡本事務局長、純中立労組懇・全農協労連宮崎女性部事務局長、JAL不当解雇撤回裁判乗員原告団山口団長から行われた。

安倍の働き方改革の「嘘」と「世界で一番企業が活躍しやすい国」づくりが真の狙いであることを徹底的に暴露し、広め、当面、①国会請願署名の取り組み、②10月19日国会前座り込み、③情勢に応じた国会行動の取り組みが行動提起された。

「労働は商品ではない」と改めて確認しよう。雇用形態、性別・性的指向にかかわらず、一人一人が持てる力を発揮できる社会の実現を目指していこう。世界で一番労働者が働きやすい国を目指して闘おう！との集会アピールを採択、全国港湾糸谷委員長の閉会のあいさつ、団結ガンバローで集会を終えた。(E)

9.16 辺野古違法確認訴訟判決について

沖縄県高等学校障害児学校教職員組合
執行委員長 福元 勇司

名護市辺野古の新基地建設を巡り、石井国土交通相が 7 月 22 日翁長雄志知事を訴えた「辺野古違法確認訴訟」で福岡高裁那覇支部（多見谷寿郎裁判長）は 9 月 16 日、提訴から 2 ヶ月足らず、たった 2 回の審理で国側の請求を全面的に認め、県側敗訴の判決を言い渡した。



一貫性を欠いた裁判所の訴訟指揮

国による代執行訴訟を受けて、沖縄県と国が双方を訴えていた 16 年 1 月、裁判所が両者に「和解勧告」を出した。勧告では、沖縄対日本政府の対立という構図は、改正地方自治法の本質にも反すると指摘し、「オールジャパンで最善の解決策を合意して、米国にも協力を求めるべきである」と地方と国とのあるべき関係「対等・協力」にふれて「真摯に協議することが最善の道」と説いた。

ところが判決は、話し合いを促すどころか、「互助の精神による解決策の合意は無理」だと決めつけ、早期の司法決着をめざす国の主張を全面的に取り入れた極めて公平性を欠く結論を下した。公平・公正・中立であるべき裁判所とは思えない訴訟指揮は、一貫性がないばかりか司法の責務を放棄し、判決の正当性、信頼性を損ね、裁判所の権威を失墜させた。

国と裁判所が描いた国勝訴の「和解劇」

国と裁判所は、和解後の仕切り直しで、国勝訴の判決を描いていたと思われる。和解条項では、解決に向けて①協議する②国交相は承認取り消しの是正指示を出す③知事は国地方係争処理委員会に審査を申し立てる。④結果を受けて国と県は訴訟を提起するなどとされていた。

3 月 4 日の和解後、①協議は実質的に進まず、②国交相は是正指示を出し、③知事は係争委に審査を申し出た。7 月、係争委は是非の判断を示さず「真摯に協議することが最善の道」とあくまでも協議を促した。これを受けた知事は、提訴せずに再び国へ協議を申し入れた。一方、国交相は是正に従わないのは違法ではないかと高裁へ違法確認訴訟を起こした。

判決文には、「国が地方自治法に基づき是正の指示を出したにも拘わらず、県はそれに従わず放置した。裁判所は所定の手続きに沿って速やかに中立的で公平な審理・判断を全うした」と事案の概要が書かれた。裁判所は自ら出した和解条項の②、④を取り上

げ①、③を軽視もしくは無視した判決を下した。

国と地方の関係について言及した裁判所の当初の見解は消え、県の正当な主張にも誠実に対応せずほとんどが国の主張を追認した判決となった。4月に訪米中の安倍首相が、日米首脳会談の中で「和解」に転じ工事を止めた理由を問われ、「辺野古が唯一の解決策」、「急がば回れとの考えだ」と応じた時の報道が思い出された。

裁判所や国地方係争処理委員会の勧告を真摯に受け止め、訴訟より協議を誠実に求めた県を、公平・中立であるべき裁判所が「県は是正に従わず違法」と裁いていいのだろうか。権力と一体となった司法判断を世論は決して許さない。

辺野古唯一裁判

何を審理したのか、判決の根拠は何かなど不可解な点がいくつもあった。

先ず第一に、国交大臣の是正指示は翁長知事が行った「埋め立て承認取り消し」であり、審理されるべきは承認取り消しの違法性である。しかし、裁判所は、前知事が行った「埋め立て承認」は違法性がないので翁長知事の「埋め立て承認取り消し」は違法だと、審理の対象をすり替えて都合のいい論法へと誘導してはないだろうか。



また、前知事の「埋め立て承認」には違法性がないとした根拠は何か。「埋め立て承認取り消し」をした翁長知事の主張や証拠をどれだけ受け止めて、どのように審理し結論づけたのか。県と国の訴訟の争点であり丁寧に立証すべきだが判決文にはない。



翁長知事は、「承認取り消し」の根拠として、埋め立てによる環境保全策の不十分さ、新基地建設に伴う地元の都市計画や経済発展阻害など地方公共団体の自治権が制限される場合の法的根拠がないことなどを指摘した。沖縄県はさらに、環境や安全保障の専門家、地元首長による証人の出廷も申請したが、裁判所は県に立証の機会すら与えなかった。

次に、普天間飛行場の危険性除去のためには辺野古新基地建設しかないと断定し、新基地建設を止めれば普天間の被害を継続するしかないとまで言っている。何を根拠に決め付けているのか。一方的で異常な恫喝としか思えない。更に和解条項にあった係争委員会を判決では「紛争を解決できない立場」にあり、その「決定内容には意味がない」とまで断言している。これは国と地方は対等とした 1999年の改正地方自治法の趣旨に反してはないだろうか。

その他、海兵隊の抑止力や自然環境への影響に対する考え方など、県と国の意見はこれまで大きく分かれてきた。だからこそ裁判所は双方の主張をしっかりと受け止め、科学的根拠に基づく専門家の意見にも耳を傾け判断すべきであった。

今回の裁判は、審理期間や証人不採用の事実から証拠調べも不十分のまま国の主張



を事実としてなぞり結論づけた「辺野古唯一裁判」と揶揄されている。

国策の不条理を負わせ続ける判決

沖縄は 1972 年の日本復帰まで、戦後 27 年間も憲法が適用されず他民族の支配下に置かれ、人権も財産権も蔑ろにされてきた米軍基地の島だった。復帰後も米軍基地は減ることなく増え続け、日米地位協定に護られた治外法権の米軍基地が 74% も集中した。基地が在る限り米兵による人権蹂躪が続き基地の運用が優先され自治権も制約されている沖縄に、更に機能が強化された最新鋭の基地を作れという。これからもずっと基地の島で、日米安保、日米地位協定の不条理を背負い続けろと言っているとしか思えない、沖縄の苦難の歴史と現状を顧みない判決だ。

国策に従わない者は自治体であろうと認めないとばかりに、国家的暴力をむき出しに沖縄県に襲いかかる現政権。米軍追従の基地建設を、民意を無視してそのまま追認し支えるだけの高等裁判所に沖縄県民はもとより、良識ある多くの国民が失望したのではないだろうか。

沖縄には三権分立は成立しないのか。国家権力から独立し、少数意見であろうと法と証拠に基づいて公正・中立な立場で判断する裁判官の良心があればこそ、この国は法治国家としての秩序が保たれてきたはずだ。判決のどこに正義があるのだろうか。



世論の広がりで見野古新基地建設断念を



高裁判決後に開かれた県民集会では、辺野古新基地建設断念、オスプレイの配備撤回、一刻も早い米軍普天間基地の閉鎖・撤去を求め、総ぐるみで闘うことが確認された。

県が最高裁へ上告した 9 月 23 日、嘉手納基地所属のハリアー攻撃機が、訓練中に沖縄本島北部の辺戸岬の東約 150 キロの海上に墜落した。



沖縄の陸と海では過去 44 年間に 46 件の墜落事故があり、県民の生命・財産を奪ってきた。米軍普天間飛行場だけでなく、羽田飛行場よりも大きな嘉手納空軍基地や嘉手納弾薬庫など極東最大とされる基地がある。これは県外の主要基地である三沢、横田、厚木、横須賀、岩国、佐世保を合わせた面積より大きい。その分基地から派生する被害や負担も大きく、観光立県を目指す沖縄の経済発展も様々な制約を受けている。

最高裁には司法の責務を果たし、高裁が失墜させた主権者国民からの信頼回復を図ってもらいたい。そのためには高裁判決を破棄し、県民の声と県益を代表する知事の真つ当な主張に正当な判断を示し、地方自治体の尊厳も取り戻してもらいたい。

翁長知事は、判決後の記者会見で「県民の切なる願いだ」「長い闘いになると思うが、私自身は新辺野古基地を絶対造らさないという信念を持ってこれからも頑張っていく」と力強く訴えた。県民の意思が揺るがない限り、最高裁でどんな判決が出ようとも知事も闘い抜く決意を示した。私たちがやるべきことは、選挙で示された民意を踏みにじり地方自治を蔑ろにして基地建設を強行している現政権の暴挙を、県外、国外に訴え、不正義を許さない広範な世論形成を図り、辺野古新基地建設を断念させるまで闘い抜くことである。



海兵隊の抑止力や自然環境への影響に対する考え方など、県と国の意見はこれまで大きく分かれてきた。だからこそ裁判所は双方の主張をしっかりと受け止め、科学的根拠に基づく専門家の意見にも耳を傾け判断すべきであった。

今回の裁判は、審理期間や証人不採用の事実から証拠調べも不十分のまま国の主張を事実としてなぞり結論づけた「辺野古唯一裁判」と揶揄されている。

国策の不条理を負わせ続ける判決

沖縄は 1972 年の日本復帰まで、戦後 27 年間も憲法が適用されず他民族の支配下に置かれ、人権も財産権も蔑ろにされてきた米軍基地の島だった。復帰後も米軍基地は減ることなく増え続け、日米地位協定に護られた治外法権の米軍基地が 74% も集中した。基地が在る限り米兵による人権蹂躪が続き基地の運用が優先され自治権も制約されている沖縄に、更に機能が強化された最新鋭の基地を作れという。これからもずっと基地の島で、日米安保、日米地位協定の不条理を背負い続けろと言っているとしたかと思えない、沖縄の苦難の歴史と現状を顧みない判決だ。

国策に従わない者は自治体であろうと認めないとばかりに、国家的暴力をむき出しに沖縄県に襲いかかる現政権。米軍追従の基地建設を、民意を無視してそのまま追認し支えるだけの高等裁判所に沖縄県民はもとより、良識ある多くの国民が失望したのではないだろうか。

沖縄には三権分立は成立しないのか。国家権力から独立し、少数意見であろうと法と証拠に基づいて公正・中立な立場で判断する裁判官の良心があればこそ、この国は法治国家としての秩序が保たれてきたはずだ。判決のどこに正義があるのだろうか。

世論の広がりで見野古新基地建設断念を

高裁判決後に開かれた県民集会では、辺野古新基地建設断念、オスプレイの配備撤回、一刻も早い米軍普天間基地の閉鎖・撤去を求め、総ぐるみで闘うことが確認された。

県が最高裁へ上告した 9 月 23 日、嘉手納基地所属のハリヤー攻撃機が、訓練中に沖縄本島北



部の辺戸岬の東約 150 キロの海上に墜落した。

沖縄の陸と海では過去 44 年間に 46 件の墜落事故があり、県民の生命・財産を奪ってきた。米軍普天間飛行場だけでなく、羽田飛行場よりも大きな嘉手納空軍基地や嘉手納弾薬庫など極東最大とされる基地がある。これは県外の主要基地である三沢、横田、厚木、横須賀、岩国、佐世保を合わせた面積より大きい。その分基地から派生する被害や負担も大きく、観光立県を目指す沖縄の経済発展も様々な制約を受けている。

最高裁には司法の責務を果たし、高裁が失墜させた主権者国民からの信頼回復を図ってもらいたい。そのためには高裁判決を破棄し、県民の声と県益を代表する知事の真つ当な主張に正当な判断を示し、地方自治体の尊厳も取り戻してもらいたい。

翁長知事は、判決後の記者会見で「県民の切なる願いだ」「長い闘いになると思うが、私自身は新辺野古基地を絶対造らさないとこの信念を持ってこれからも頑張っていく」と力強く訴えた。県民の意思が揺るがない限り、最高裁でどんな判決が出ようとも知事も闘い抜く決意を示した。

私たちがやるべきことは、選挙で示された民意を踏みにじり地方自治を蔑ろにして基地建設を強行している現政権の暴挙を、県外、国外に訴え、不正義を許さない広範な世論形成を図り、辺野古新基地建設を断念させるまで闘い抜くことである。

私たちは「許さない」「忘れない」「諦めない」—戦争法強行 1 年—

三澤昌樹(練馬全労協議長)

9 月 19 日安全保障関連法（戦争法）が成立して 1 年に当たるこの日、1 年前と同じ雨の降りしきる中、主催者発表で 2 万 3 千人の労働者、市民が「戦争させない！ 9 条壊すな！ 総がかり行動実行委員会」主催の集会への参加のため国会前に集まった。「私たちは許さない、忘れない、諦めない」これがこの 1 年を通しての私を含むみんなの一致した思いなのだと思わためて感じた。

集会での政党の決意表明は、岡田民進党前委員長、志位共産党委員長、福島社民党副党首、今回の参議院選挙において統一候補で当選した木戸口岩手県選出議員

が生活の党の立場でおこなった。注目していた岡田氏は発言で「違憲の法律は 1 年たっても違憲。国会が監視していかなければならない。市民の皆さんを中心に野党が結束し、参議院一人区で勝利した。野党が協力して衆議院選も闘い抜く考え方は全く変わっていない」と党首が変わっても民進党の考えは変わらないと述べた。その後スピーチに立った立憲デモクラシーの会の西谷修立教大特任教授は「民進党は党首選が終わったとたんガタガタしている。野党第 1 党が大切。これまで運動を作ってきたのはここに集まった普通の人たち。事あるごとに国会前に集

まりその力でこれからも野党共闘を発展させよう」と訴えた。解散した元シールズの林田光弘さんは「安倍首相は安保法の説明をこれからもしていくといったが全くされていない。シールズは組織としては解散したが個々人はそれぞれの場で運動を続けていく。終わったならまたは始めましょう」と民主主義を再生するための行動を続ける決意を述べた。野党共闘を導いたのは国会前を埋め尽くした労働者、市民の怒りと平和と民主主義を守ろうとする意思であった。そのことを再確認させるみなさんのスピーチであった。

元自衛隊レインジャー隊員の井筒高雄さんは元自衛隊員の経験と分析から「南スーダンでの目的は警護ではなく他国軍とともに戦闘に携わること。外地での戦闘を前提としていない自衛隊では他の国の隊員よりも死ぬ確率が高い。その際安倍首相は武道館で国葬でも行い国民の意識を、戦争支持の方向へ持っていきこうと利用するだろう。安倍自分が自衛隊員になって南スーダンへ行け！」と怒りをまじえ痛烈に批判した。この他にも「ママの会」「沖縄反戦一坪地主会関東ブロック」、

弁護士の会などのメンバーがスピーチを行い、最後に南スーダンに派遣される青森の自衛隊部隊前で10月30日に開催される現地集会はじめ、これからも切れ目なく続けていく行動の提起を受け集会を終えた。

この日は全国400箇所以上の場所で国会前と同様な取り組みが行われている。練馬全労協がある東京都練馬区でも区の中央に位置する石神井公園駅前広場で午前中に85名の労働者、市民が集まり「戦争法NO!」のスタンディングとスピーチを行った。こうした運動が切れ目なく全国で1年にわたり続いていることが戦争法以降の運動の大きな特徴と言える。練馬、豊島区では小池東京都知事の都知事選転出に伴う10月23日投票の衆議院議員補欠選挙でも統一候補を立て闘おうという取り組みが進められている。安倍が「隠す」「騙す」「忘れるのを待つ」「居直る」なら、私たちは「許さない」「忘れない」「諦めない」。この気持ちを持ち続ければ、衆議院選での統一候補擁立や戦争法の廃止も必ずできるという確かな手応えを感じることができた1日であった。

動きだした脱原発キャラバン

松本 耕三(全港湾委員長)

9月22日熱帯低気圧の影響で土砂降りの大雨となったが、代々木公園には9500人もの市民、労働者が結集した。わが全港湾も、全国から約100名が参加した。もちろん、被災地がある小名浜支部は、ひたち支部とともに大型バス一台で

集会に参加した。デモは中止になったが、原発事故の風化、再稼働と原発依存のエネルギー政策へのゆり戻し、被災地への補償打ち切りの動きという状況の中での危機感は強く、福島連帯キャラバンなどの取り組みへの期待は強まってきている。

さて福島連帯キャラバンだが、そもそもは、2013年11月『三単産』（全日建連帯・全国一般全国協・全港湾）代表者会議での全港湾伊藤委員長（当時）から、キャラバンの提案が出されたことから始まったものである。

初年度は、『平和フォーラム』と共催でキャラバンを取り組むことを目指したが、なかなか調整がつかず、実行委員会が12月にずれ込むなど難航した。2014年キャラバンでは、前半は、郡山集会から三単産が前面に出た形で取り組まれた。後半は『東京平和運動センター』と共同でデモ行進を行うなど、運動は広がりを見せた。日比谷の5000人集会のなかで、フクシマ連帯キャラバン代表が挨拶し、運動の第一歩を飾った。

2015年のキャラバンは、福島県民大会から代々木の集会までの期間が二週間と長かったために、一週間だけの取り組みとし、三単産でのゼネコンへの抗議行動など、『けんり春闘』との共同行動を展開した。様々な工夫により、参加者の交流は深まったが、幅広い共闘というより三単産色が強く出たキャラバンとなってしまった。

2016年は、平和フォーラムを軸として二週間の取り組みを貫徹し、共闘の拡大を図ることを目指した。三単産としても、単産ごとの責任者の配置などの準備を進めた。従来以上の参加者で、代々木の3・5万人大集会において、フクシマ連帯キャラバンの青年代表が堂々と挨拶をするなど、大きく前進した。

しかし、今回も平和フォーラムとの調

整が遅れ、実行委員会で取り組みが確認されたのが県民集会の1ヶ月前の2月10日までずれ込み、各単組の参加者からは準備不足の不満が出た。これは、取り組みを平和フォーラム任せにしてしまった、われわれ三単産側の責任でもある。二週間の長丁場のために責任者の配置や動員体制にもばらつきが出るなどの反省点もある。

2017年のキャラバンは、三年間の教訓を生かし、平和フォーラムを軸として幅広い共闘を実現することが課題である。キャラバンを単なるカンパニアとしてではなく、原発再稼働を阻止し、すべての原発を廃炉に追い込むことを目標にして取り組まなければならない。

すでに、実行委員会の準備は始まっている。三単産が中心となって出発したフクシマ連帯キャラバンを、平和フォーラムを軸として多くの労働組合の結集での取り組みに発展させていくための要請も各方面で行われている。年内に、実行委員会でキャラバンの具体的内容を決定し、各労組と全国への要請と準備を進めなければならない。

反原発、脱原発のたたかいを進めるために、労働組合が前面に出よう。われわれの取り組み、キャンペーンにも限りがあるが、本誌を読んだ労働組合の皆さんは、案内がなくとも積極的にキャラバンに参加してほしいし、より多くの組合に広めてほしい。2017年3月には労働組合が軸となった『フクシマ連帯キャラバン』の大部隊を登場させよう。

第 89 回自治労定期大会の議論経過と課題

自治労第 89 回定期大会は、8 月 25 日～26 日の日程で、長崎市で開催された。

大会では経過報告で 16 本、当面の闘争方針（案）など議案には 42 本の発言があった。

発言が多かった課題ごとに概ねの内容を報告すると、まず賃金課題では、2005 年の「地域給」と「地域手当」、そして 2014 年の「総合的見直し」により、自治体間の格差拡大という大きな問題が生じている。これに対する方針明確化を求める声が多く出されている。また、ラス指数比較による賃上げ抑制も報告され、地域手当も含めた実質賃金での比較をすべき、という意見も出されている。2016 人勧についても、今後、各都道府県や政令市人事委員会勧告において、国の勧告があったとはいえ、配偶者扶養手当について拙速な見直しをしないよう強く求めていくこと、などが意見として出され、本部の具体的方針確立が求められた。

次に、参院選結果を受け、安倍政権の憲法改悪に対し「平和フォーラム」や市民運動も含めた幅広い勢力結集のもと国会内外の運動を強化すべき、との意見が多く出された。原発再稼働や沖縄の辺野古新基地建設反対闘争を含め、自治労の主体的な運動強化を確認した。一方、選挙区で野党共闘が実現したことに関連し、想定される解散総選挙では、野党共闘に前向きではない民進党や連合に自治労が働きかけを強めていくことが必要ではないかという意見も出されている。

また、2015「骨太方針」で打ち出された

交付税縮小のための「トップランナー方式」や「公共サービスの産業化」などは、自治体職員の削減と公共サービスの低下につながるるとともに、自治労組織人数の減少という大きな問題につながるため、特段の対策が必要であることも共有された。

なお、今年の定期大会で決定した 2019 年度までを期間とする「第 4 次組織強化・拡大計画」では、重点課題として①次代の担い手育成、②新規採用者の組織化、③非正規労働者 10 万人組織化を掲げているが、各県本部での推進にあたっては、本部の財政支援を求める意見が出された。しかし、本部財政も厳しい中では、すべての支援は困難であることから、「次代の担い手育成」に焦点を当てた交付金制度を新たに創設することが決定された。

最後に、現在自治労本部は、2020 年度の収支均衡をめざし、財政の抜本の見直しを進めているが、この財政確立と組織強化・拡大は、自治労組織の存亡をかけた表裏一体の課題といえる。ただ、自治労は 90 年代後半以降、組織力低下や組合員減少などについて主な要因を分析しないまま、政治・政策闘争や組織拡大に運動力点をシフトしてきた経緯の中で、基本組織である単組の機能が低下し、それが担い手不足、組織率低下、組織力低下、ひいては自治労組織全体の財政問題につながってきただけに、自治労は改めてこのことを直視し、職場からの運動強化を念頭に、運動、組織、財政を三位一体で改革する必要に迫られている。(I)

全港湾定期大会報告

全港湾は、9月6日の大会前夜は、全港湾結成70周年の記念式典を開催し、9月7日、8日、千葉県勝浦市で第87回定期全国大会を開催しました。今年の大会は、役員改選（2年に一度）の年でしたが、現三役体制（松本委員長、真島書記長）の続投ということになりました。

大会には、友誼協定を締結しているアメリカの国際港湾倉庫労働組合（ILWU）、オーストラリア海事労働組合（MUA）、ニュージーランド海事労働組合（MUNZ）の各組合の代表、国内の組合では港湾の産業別組織の全国港湾労働組合連合会、交通運輸労働者の産別の交運労協、ITF東京支部、そしてこの間の反戦平和、脱原発のたたかいをはじめとして共同行動を行ってきた三単産共闘の全日建連帯労組、全国一般全国協議会の代表がそれぞれあいさつをしました。

ここ数年、特徴的なのは、役員、組合員の若返りです。中央執行委員11名や大会代議員90名の大半が40代と急速に世代交代が進んでいます。運動の新たな活力は、世代交代が必要ということですが、反面、世代交代がそのまま運動の発展につながるわけではありません。わたしたちは、世代交代が運動の後退につながることを、多く見てきました。

1970年代から80年代の労働組合役員の世代交代では、多くの労働組合で、とくに大単産において労働運動の停滞につながりました。当時、若い組合幹部が口々に、「旧態依然の労働組合活動からの脱却、新しい組合活動」と言いましたが、今考えると、安倍首相の「戦後レジェームからの脱却」とかぶります。かれらのいう

「新しい組合活動」は、ストライキなど労使の対決を避け、たたかいを政策要求にすり替えていきました。その後の今日の「連合」の運動につながっていたように思えてなりません。

今日の世代交代で、過去に進んできたおなじ過ちを犯してはなりません。全港湾として急激に進む世代交代を、たたかう労働運動の確立につなげていくことが必要だと考えています。

わたしが、世代交代をむかえてもっとも注意している点は、「三つの内向き志向」です。第一に、企業内運動に閉じこもること。第二に、復古的民族主義的傾向に取り込まれること。第三に、無意識に役員として保身に入ることです。

新しい世代が労働組合役員としてぶつかるのが企業の壁です。いまは、「階級意識」の考え方はマイナーです。そのなかで、企業の利益の分捕り合戦を経験します。自然と企業収支を考えすぎて企業意識へ流れる道があります。だからこそ、当該労使の交渉より、全国港湾の産別運動を優先すること、三単産など企業枠を超えた運動を学ぶことを通じて企業内意識に取り込まれないように努めています。

第二の民族主義的傾向に対する懸念です。安倍政権は戦争の問題をかなりグローバルに展開しています。日本の防衛論議の是非だけでは、安倍政権の戦争政策を阻止していくのはなかなか難しいのではないのでしょうか。国際主義的な観点を持って、平和を訴えていくことが必要だと思っています。

第三の点は、若い世代にとって、われわれ、「先輩」が「背中」をどう見せるかで

はないでしょうか。もしも、「先輩」が、肩書に縛られ、保身に陥るならば、若者は敏感に感じ取り吸収します。われわれ「先輩」が、去りゆく世代が、「しっかりと先頭に立ってたたかう姿勢」を示していくことこそが、未来の活動家を育成するために必要なことだと考えています。

わたしは今年度の大会で、世代交代をたたかいの発展につなげるための方針として、「①港湾産別闘争の強化、②三単産共闘をはじめとした、たたかう労働戦線構築のためのたたかいの推進、③ I L W U など友誼組合と I T F などと連帯し、

国際主義的な視野を持った反戦平和運動の構築、④活動家が毅然とたたかう姿勢」を訴えました。大会では、若い代議員が今までに見られないほどの発言をし、近年まれですが、大会時間を延長するほど熱気のある討議をしました。

しかし、この厳しい情勢の中で、どれだけ新しい役員・活動家が羽ばたくのでしょうか。いずれ、そう遠くない将来に、結果が出ると思いますが、すくなくとも、安倍政権の様な暴走政権に対決する勢力として発展してほしいと思っています。

(M)

労運研 2016 年秋季合宿

【第二日目】

14時 開会

講演「貧困問題と最賃闘争の課題」(仮題)

小川英郎(日弁連貧困問題対策本部事務局次長)

- ・「最賃大幅引上げの取組み」報告—4団体からの予定
- ・2017年脱原発キャラバンの取組み—全港湾
- ・今後の労運研の取組み—事務局

【第二日目】

- ・特別報告「辺野古裁判と新基地建設反対闘争」

福元勇司(沖縄高教組委員長)

討論

正午 終了

「労働運動研究討論集会」賛同のお願い

来年(2018年)も「労働運動研究討論集会」を開催します。この討論集会(毎月・労運研レポートをメール配信)は、全国の仲間の賛同金によって開催・運営されています。ぜひ、賛同人・賛同団体になって、討論集会を支えてください。

第6回労働運動研究討論集会

■ 2017年5月27日・28日予定

* (会計年度は第5回集会～第6回集会(2018年)まで)

□

賛同人、賛同団体になってください

(1) 賛同金

賛同人は、年間1口2,000円(ワーキングプア免除あり)

賛同団体は、年間1口5,000円

納入金額は何口でも結構です。

ワーキングプア減免は自己申告です(ゼロ円も可)。

(2) 特典

毎月発行しているメールマガジン「労運研レポート」をお届けします。

研究会などに無料で参加できます

(3) 申込方法

事務局 roukenj2014@yahoo.co.jp にメールで申し込んでください。振替用紙を送ります。通信欄に、名前(あれば所属団体、肩書き)、連絡先(必ずメールアドレス)を書いてください。賛同人、賛同団体は公表しません。



貧困と差別をなくし、当たり前のように働いて幸せに生活する社会をつくるため、非正規労働者の団結を促進し、正規労働者と非正規労働者、民間労働者と公務労働者が一体となってたたかう新しい労働運動の創出を目指すとともに、暴走が目に余る安倍政権を打倒するために労働運動はなにをすべきか、知恵と力を結集していきましょう。

【労運研が提唱し、始動した最賃キャンペーン実行委員会】